

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第112号

どの世代も狙われる！点検商法に注意

「無料で点検」などと持ちかけ「このままだと危ない」「修理が必要」などと話して不安をあおり、商品や工事の契約を迫る点検商法。住宅リフォームなど、日中家にいる時間が長い高齢者に多いトラブルですが、一人暮らしを始めたばかりの若年者や、引っ越したばかりなど、正しい判断がしづらい時を狙ってくる事例も見られるので、注意が必要です。

【県内事例①】

1人暮らしの子供が、「布団の点検に来た」という業者の訪問を受け、「通常であれば100万円する敷きマットだが、今なら20万円だ」と言われ、契約してしまったそう。クレジット決済で60回払いとなっており、支払総額はもっと高くなっている。点検と言って家に上がり、商品売りつけるのは問題ではないか。
(契約当事者 20代 男性)

【県内事例②】

引っ越したばかりのマンションに「温水器の点検に来た」と業者が来訪し、管理会社かと思い家に入れた。話の途中で管理会社でないことに気付いたが、「マンションの水に問題がある」「浄水器を付けた方がよい」と勧められ浄水器の契約をし、その日のうちに取り付け工事が行われた。翌日にお金を振り込むように言われ、業者が帰った後に渡された書面を見たら、月々3千円のレンタルという話だったはずなのに、25万円の一括払いの契約になっていた。業者のHPを探したが見つからず、不信感が増した。
(相談者 30代 女性)

アドバイス

- 1、「無料点検」と言われても簡単に対応しないようにしましょう。家にあげて点検させることは、自身の個人情報さらけ出す危険性もあります。
- 2、点検を依頼する場合は、結果を冷静に確認し、業者の話をするのみにしないようにしましょう。
- 3、商品や工事を勧められても、その場で契約することはやめましょう。複数業者から見積書を取り、比較検討することが大切です。
- 4、契約後も、クーリング・オフや解約できる場合があります。困った時は消費生活センターに相談してください。



©KANAGAWA2013